北九州市財政・変革局

いわゆる「年収の壁」に関する令和8年度税制改正の主な内容について

「物価高への対応」として、所得税（国税）と住民税（市県民税）の制度が改正されました。

改正後の制度は、令和８年中（令和８年１月１日～１２月３１日）の収入について、令和８年分所得税及び令和９年度分住民税から適用となります。

○ 給与所得者について、非課税となる収入の上限が変わります

① 所得税の基礎控除額が、最大95万円から最大104万円まで引き上げられました。

② 所得税と住民税の給与所得控除の最低保障額が65万円から74万円に引き上げられました。

（※）単身者とした場合の計算。

これにより、所得税と住民税がかかる年収の水準が、次のように変わります。

給与収入（年収）	改正前		→ 改正後	
	住民税	所得税	住民税	所得税
～１１０万円	かからない	かからない	かからない	かからない
～１１９万円	かかる			
～１６０万円			かかる	
～１７８万円		かかる		

※単身者（配偶者や子等を扶養していない方）の場合

住民税について、ご注意ください

○ 住民税は「地域社会の会費」という性格上、所得税とは控除の仕組みが異なりますので、年収119万円を超えると課税されます。（※単身者の場合）

○ 実質的な手取り金額への影響については、税負担以外に発生する社会保険料の負担や、各種給付・手当等の変化なども別途考慮する必要があります。

○ 給付・手当・サービス等の中には、住民税が非課税であることが要件となるものや、収入金額によって内容が変動するものがあります。

個別の影響については、それぞれの担当窓口へご確認ください。

○ 控除の対象となる大学生年代の子等に係る収入要件が変わります

アルバイト等により収入を得ている大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等について、

① 扶養控除（特定扶養親族）が適用される合計所得金額の上限が、62万円（給与収入に換算すると136万円）に引き上げられました（現行：58万円、給与収入に換算すると123万円）。

② 給与所得控除の最低保障額が74万円（現行：65万円）に引き上げられたことにより、特定親族特別控除の適用において、扶養控除と同額の控除が受けられる給与収入の上限が159万円となりました（現行：150万円）。

【改正前】

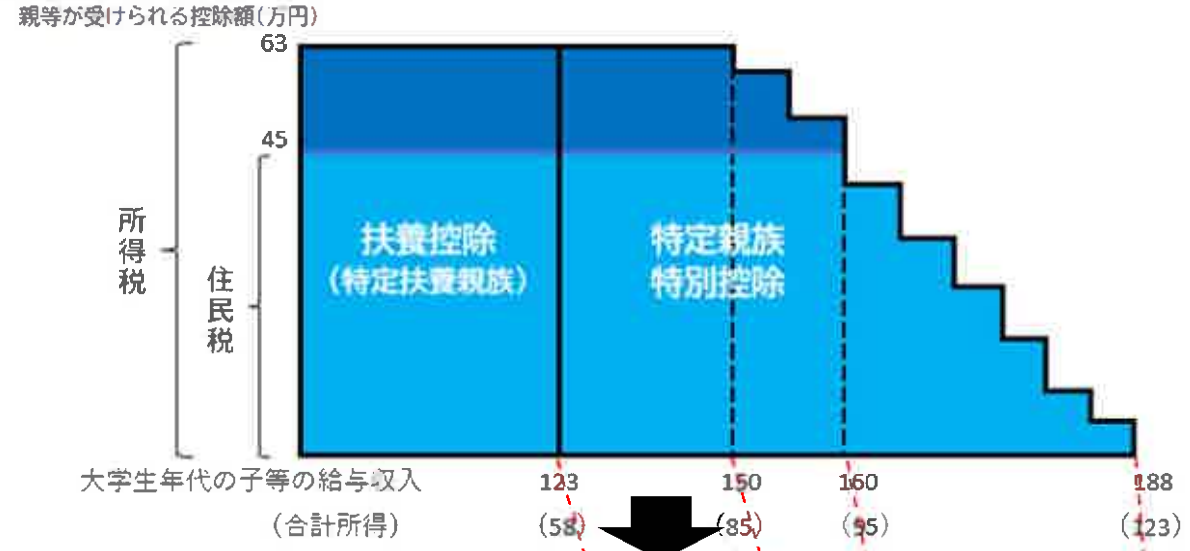

【改正後】

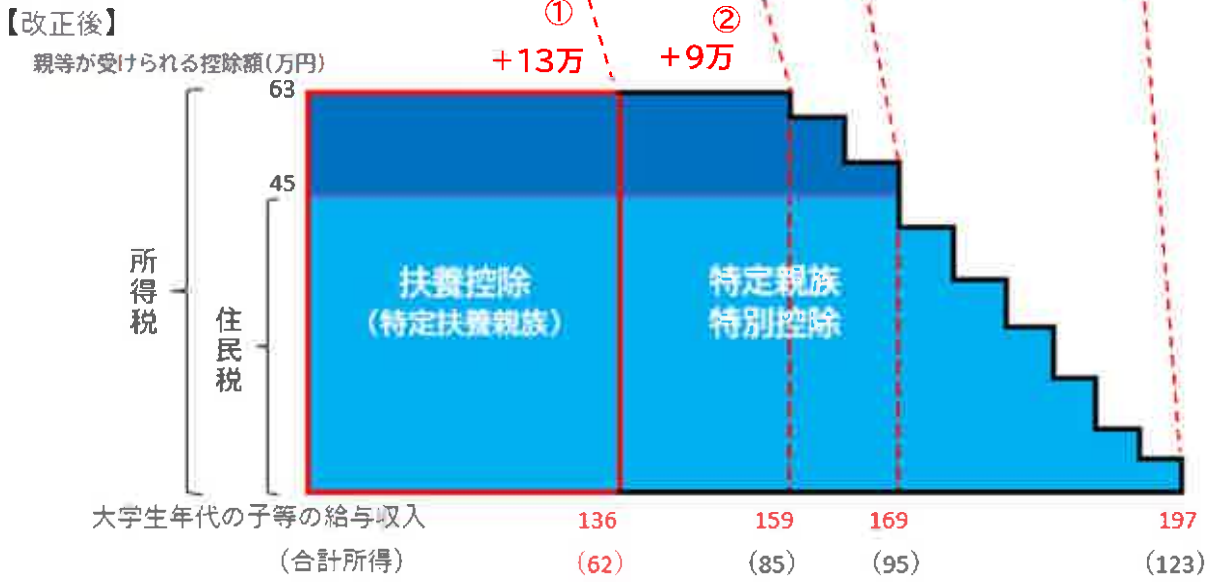

大学生年代の子等の年収と親等に適用される控除の関係は、次のようになります。

大学生年代の子等の給与収入（年収）	改正前				改正後			
	扶養控除		特定親族特別控除		扶養控除		特定親族特別控除	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
～１２３万円	対象		—		対象		—	
～１３６万円	—		扶養控除と同額の控除	扶養控除と同額の控除	—		扶養控除と同額の控除	扶養控除と同額の控除
～１５０万円								
～１５９万円			控除額が段階的に減少				控除額が段階的に減少	
～１６０万円				控除額が段階的に減少				控除額が段階的に減少
～１６９万円								
～１８８万円			—					
～１９７万円								

注：特定親族特別控除に該当する場合は、控除額の適用はありますが、税法上扶養親族としては扱われません。

扶養控除（特定扶養親族）、特定親族特別控除の対象となる子等の年齢：19歳以上23歳未満（基準日：令和8年12月31日）

○ 控除の対象となる配偶者の収入要件が変わります

パート等により給与収入を得ている配偶者について、

① 配偶者控除が適用される合計所得金額の上限が、62万円（給与収入に換算すると136万円）に引き上げられました（現行：58万円、給与収入に換算すると123万円）。

② 給与所得控除の最低保障額が74万円（現行：65万円）に引き上げられたことにより、配偶者特別控除の適用において、配偶者控除と同額の控除が受けられる給与収入の上限が169万円となりました（現行：160万円）。

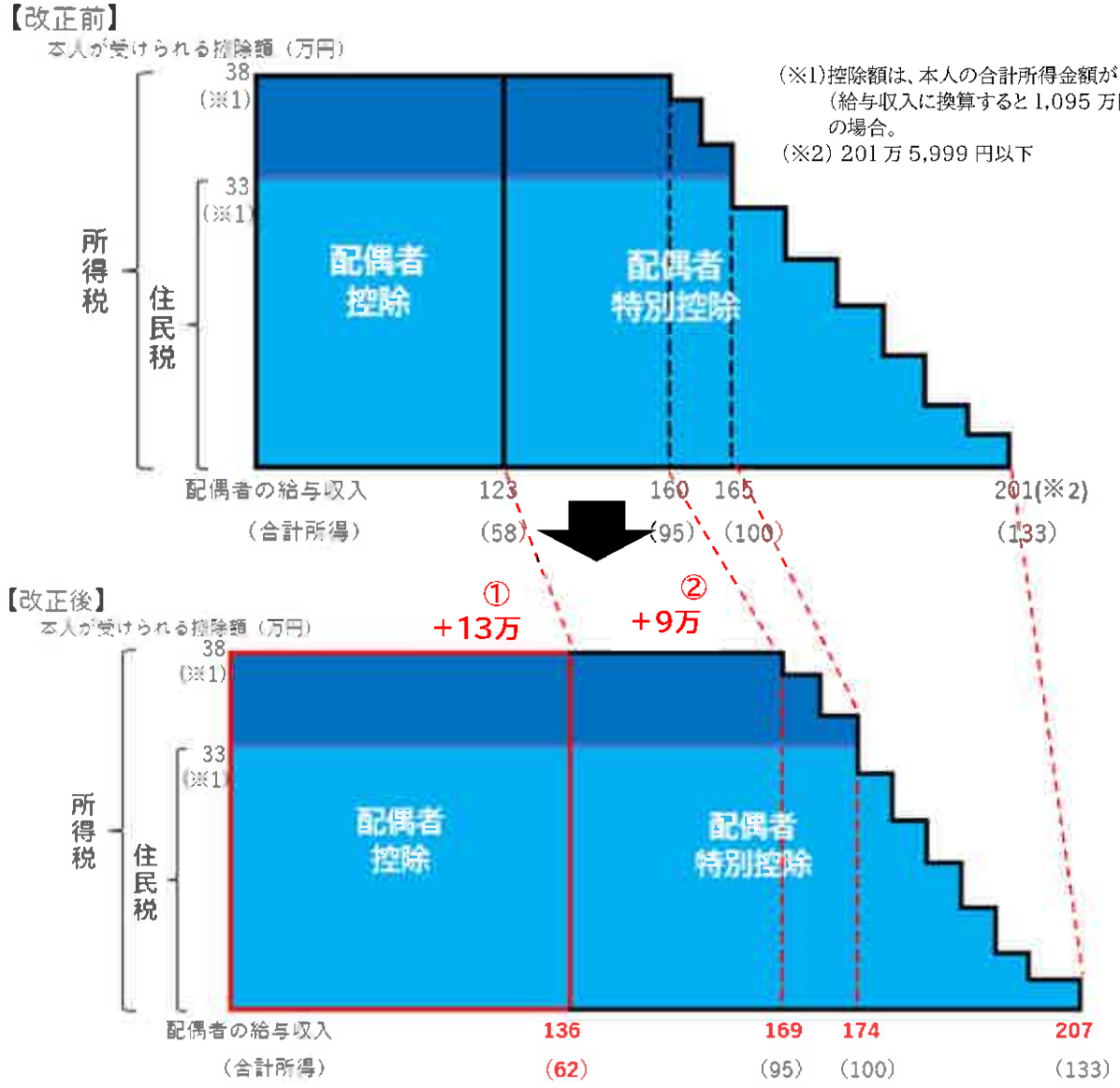

配偶者の年収と本人に適用される控除の関係は、次のようになります。

配偶者の給与収入（年収）	改正前				改正後			
	配偶者控除		配偶者特別控除		配偶者控除		配偶者特別控除	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
～１２３万円	対象		—		対象		—	
～１３６万円	—		配偶者控除と同額の控除	配偶者控除と同額の控除	—		配偶者控除と同額の控除	配偶者控除と同額の控除
～１６０万円			控除額が段階的に減少	控除額が段階的に減少				
～１６５万円								
～１６９万円							控除額が段階的に減少	控除額が段階的に減少
～１７４万円								
～２０１万円								
～２０７万円			—					

注：本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。

（令和８年６月現在）

【参考】年間給与収入の金額に応じた各種制度

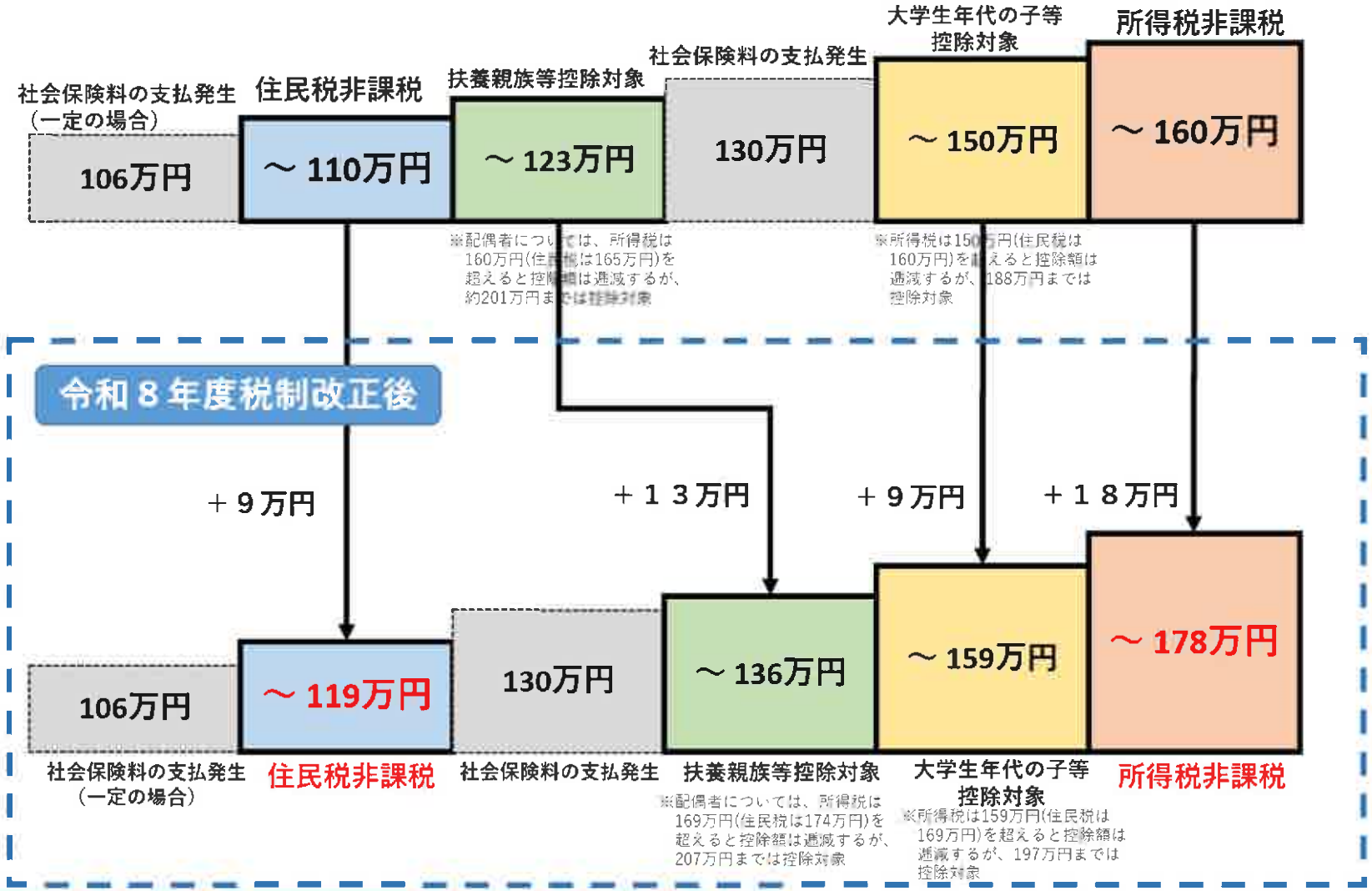

社会保険料などを含めた個別の影響については、別途ご注意ください

・実質的な手取り金額への影響については、税負担以外に発生する社会保険料の負担や、各種給付・手当等の変化なども別途考慮する必要があります。

・給付・手当・サービス等の中には、住民税が非課税であることが要件となるものや、収入金額によって内容が変動するものがあります。

個別の影響については、それぞれの担当窓口へご確認ください。

（令和８年６月現在）